

# 盛岡市鳥獣被害防止対策協議会規約

平成23年5月20日制定

令和7年2月13日一部改正

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、盛岡市鳥獣被害防止対策協議会(以下「協議会」という。)という。

(範囲)

第2条 協議会の活動範囲は、盛岡市域内及び盛岡市区界牧野の区域とする。

(目的)

第3条 協議会は、前条の範囲において鳥獣による農林業被害を抑止し、もって地域の農林業経営の安定向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業に関すること。
- (2) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

## 第2章 組織等

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる機関・団体(以下「構成団体」という。)で構成し、委員は別表第1に掲げる構成団体の役職員をもって充てる。

- (1) 盛岡市
- (2) 農業協同組合
- (3) 盛岡猟友会
- (4) 岩手県農業共済組合

## 第3章 役員等

(役員の数等)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、盛岡市農林部長をもって充てることとし、副会長、監事は委員の互選で選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第9条 役員は、無報酬とする。

## 第4章 総会

(総会)

第10条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、会長が議長を務める。

3 通常総会は、年1回開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的となる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第7条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の議決方法等)

第 11 条 総会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。この場合、委員は代理人を出席させることができるものとし、委員の出席とみなす。

2 総会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面開催)

第 12 条 総会は、会長が適当と認めた場合には、書面による開催とすることができる。

2 前項の規定により、書面による開催とした場合、会長は、回答期日を指定し、議案書、書面表決書、参考資料等を委員に送付するものとする。

3 委員は、前項の回答期日内の書面表決書の送付をもって総会に出席したものとし、委員の過半数の出席をもって書面により総会が開催されたものとみなす。

4 議決は、書面表決書の送付があった委員の過半数の同意をもって行うこととし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(総会の機能)

第 13 条 総会は、この規定において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約及び諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関する重要な事項に関すること。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数、当該総会に出席した委員数及び氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した委員のうちから、その総会において選任された議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 事務局等

(事務局)

第15条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、盛岡市農林部農政課に事務局を置く。

- 2 事務局長は、農政課長をもって充てる。
- 3 事務局長は、経理責任者並びに事務処理及び文書管理責任者を兼務することができる。
- 4 協議会の業務を円滑に遂行するため、別表第2に掲げる事務局員を置く。

(業務の執行)

第16条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、盛岡市鳥獣被害防止対策協議会事務局規程によるものとし、それぞれ証拠書類、帳簿等を備え付けておかなければならない。

## 第6章 会計

(事業年度)

第17条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(経費)

第18条 協議会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 岩手県鳥獣被害防止総合支援事業補助金
- (2) 盛岡市鳥獣被害防止対策協議会負担金
- (3) その他の収入

(監査等)

第19条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
  - (2) 収支決算書
- 2 監事は、監査報告書を作成して会長に報告するものとする。

## 第7章 雑則

(細則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 23 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 7 年 2 月 13 日から施行する。

別表第1(第5条関係)

盛岡市鳥獣被害防止対策協議会委員

所属・役職名
盛岡市農林部長
岩手中央農業協同組合盛岡地域営農センター所長
新岩手農業協同組合東部営農経済センター長
盛岡猟友会長
岩手県農業共済組合県北基幹センター事業一部長

別表第2(第15条関係)

事務局

所属・役職名
盛岡市農林部農政課長(事務局長)
盛岡市玉山総合事務所産業振興課長(事務局次長)
岩手中央農業協同組合盛岡地域営農センター職員
新岩手農業協同組合東部営農経済センター職員
盛岡猟友会事務局担当
岩手県農業共済組合県北基幹センター職員